

厚木・男児遺棄致死事件

の大罪

現場のアパート②と斎藤幸裕容疑者(共同)

5月末、神奈川県厚木市で死後1年余りたった男児の白骨遺体が見つかった。父親の育児放棄が原因だが、異常を示す兆候を行政は放置していた。男児のような居所不明児は約700人(文部科学省調べ)。姿を消した子どもを誰が捜すのか。責任の曖昧さが悲劇を生む。

厚木市の事件では、2001年5月に生まれた斎藤理玖君が自宅アパートに一人で放置され衰弱死した。当初、理玖君は父親の斎藤幸裕容疑者(36)と保護責任者遺棄致死容疑で逮捕されたが母親(32)の3人で暮らしていた。予防接種もまめに受けるなど虐待の影はなかつたが、斎藤幸裕容疑者の家庭内暴力(DV)で母親が10年ほど前に家を出たため、父子2人で暮らすようになり、事態は暗転する。斎藤容疑者は「06年秋には息子を残し、交際している女性と別の場所で暮らすようになつた」と供述。死亡時の状況を「1週間前に最後の食事をあげた」などと説明しており、理玖君は

01年5月に生まれた斎藤理玖君が自宅アパートに一人で放置され衰弱死した。当初、理玖君は父親の斎藤幸裕容疑者(36)と保護責任者遺棄致死容疑で逮捕されたが母親(32)の3人で暮らしていた。予防接種もまめに受けるなど虐待の影はなかつたが、斎藤幸裕容疑者の家庭内暴力(DV)で母親が10年ほど前に家を出たため、父子2人で暮らすようになり、事態は暗転する。斎藤容疑者は「06年秋には息子を残し、交際している女性と別の場所で暮らすようになつた」と供述。死後1週間前に最後の食事をあげたため、厚木署は行方不明届けを提出。5月下旬、署員が部屋で遺体を発見した。

実は早い時期から異常を示す兆候はあった。最初は04年10月。「午前4時半ごろに裸足で歩いて上がったゴミに埋もれるようにして見つかったという。どんなに寂しかつたろう。つらかつたろう。胸が痛む。事件が発覚したときつかけは今年3月、厚生労働省からの居所不明児調査の通知を受けた厚木児童相談所(児相)の再点検だ。また、母親は「当時、児相にDVを相談した」と話す。また、母親は「当時、児相にDVを相談した」と話す。児相も面接記録に「DVがある」との記載があることを明らかにしたが、警察など関係機関に相談したところを明瞭化したが、警察など対応に関する記述はない。事実上放置していた。

2度目の兆候は、04年秋から冬にかけての3歳半健診だった。理玖君が受診していないことを厚木市は把握していたが、児相と情報共有することにはなかつた。あいりちゃんの事件での間で、未就学情報がうまく共有されなかつたことが、虐待の発覚を遅らせる要因

この時は母親が翌日に来所し、「父親に預けて都内に出ていた」と説明。虐待の形跡などが確認できなかつたため、母親に引き渡し、「迷子」として扱つた。

行政機関が斎藤容疑者と直接会つたのは13年12月になつてからだ。同4月、横浜市で母親の交際相手から虐待を受け死亡した山口あいりちゃん(当時6歳だったが未就学)の事件発覚がきっかけだつた。厚木市教育委が再点検した結果、未就学だった理玖君が浮上。だが、面談時も斎藤容疑者の妻子が東京のどこかに住んでいるが詳しくは知らないとの説明を信用し、そこで安否確認は終わつた。

2014.6.22 サンデー毎日 134

「見捨てられた7年」

お相手すぎる行政

▷こんなにいる
「居所不明」の子

1キメ上否不明の児童生徒人數(小学校1年生～中学校3年生)	
北海道	11
青森	0
岩手	1
宮城	7
秋田	0
山形	1
福島	1
茨城	7
栃木	15
群馬	1
埼玉	37
千葉	75
東京	155
神奈川	12
新潟	2
富山	2
石川	0
福井	0
山梨	0
長野	4
岐阜	7
静岡	12
愛知	43
三重	3
滋賀	7
京都	11
大阪	96
兵庫	24
奈良	16
和歌山	1
鳥取	2
島根	0
岡山	11
広島	7
山口	0
徳島	1
香川	2
愛媛	0
高知	0
福岡	18
佐賀	3
長崎	1
熊本	0
大分	0
宮崎	0
鹿児島	0
沖縄	0
全国計	701

※文部科学省がまとめた「不就学児童生徒調査(2013年度)」より引用

だった。12年7月の事半端に、生当時、あいりちゃんは母親と男、妹の4人で横浜市南区のアパートで暮らしていた。しかしその3カ月前、母親は秦野市に娘2人と住民登録していたのだ。

「子どもの泣き声がする」

7月3日、近所の110番通報で県警南署員がアパートを訪れた。あいりちゃんとみられる女児と次女を発見し、2日後には横浜市中央児童相談所に次女への虐待の疑いを通告。中央児童相談所は同13日にアパートを訪れ、母親と次女に面談。母親から「(あいりちゃんと男の)2人は外出中」と説明され、あいりちゃんに会うことはできなかつた。

中央児相からあいりちゃんの横浜市転居の情報を受けていた秦野市は、同じ日(13日)にあいりちゃんが未就学であることを確認し

たが、中央児相が秦野市に照会して未就学の情報を得たのは、あいりちゃんの遺体が遺棄された後の同24日だつた。結果的にこのタイミングもこうした教訓は生かされなかつた。

ムラグが、あいりちゃんの虐待が、あいりちゃんの死後まで虐待発見を遅らせた要因となつたのである。今回もこうした教訓は生かされなかつた。

連携の枠組みも自治体で温度差

実情を知らないままです

山田氏によると、小学校入学までの幼児については、区市町村による乳幼児健診やワクチンの接種状況で子どもの安否を把握できるという。ただし、こうした情報も電子化して管理する自治体がある一方、書類作成が自宅に置かれているところもあり、まちまちだ。

山田氏は自治体から依頼された健診を通じて、受診しなかつた子どもには保健師たちが自宅に様子を見に行つたり、民生児童委員が夜間に訪問するなどして、居所を割り出し、虐待の有無などを調べてきたといふ。

「子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク」理事長の山田不二子氏はこう警告する。

「子どもの虐待は、通報を受けた行政機関が責任を持つ仕組み。その機関が動き回らなければ、他の機関は

行政機関の連携は、実は07年までに制度化されている。各自治体に児童相談所・保健所・学校・教委・警察が連携して虐待や非行児童への対応を検討する「要保護児童対策地域協議会(要対協)」の「設置努力義務」ができたのだ。つまり、制度上は「連携」は既に図られているはずだつたとも言える。

だが、昨年12月の『毎日新聞』の調査で、主要都市の要対協の半数以上が、居住場所が確認できない小中学生の情報を集約していない。おらず、有名無実になつていて話し合う「個別ケース検討会議」は全く開かれておらず、有名無実になつている自治体もあります」

せつかく連携の枠組みが作られても機能せず、自治体によって「温度差」があるのが実態のようだ。また、医師でNPO法人



「子どもを人も殺した私ですが、生きよ生きよといふ声が聞こえるのです」

高村 葦

定価各(本体1,600円+税)
毎日新聞社

小学校入学時も、就学児健診や説明会に無断欠席すれば、異変を知る重要なシグナルになる。住民票に基づいて作り、1年以上不明の場合は削除する「学齢簿」も居所不明児追跡の手段となり得る。

しかし、ここでも自治体の温度差が出る。都教委幹部が打ち明ける。「不明のケースを追跡するか、学齢簿から機械的に削除してしまうかは自治体次第」というのが現実です。都としては、居所のわからないう子を追跡するよう区市町村に言っていますが……」文科省は、小学1年から中学3年生までの義務教育数を年に1回発表している。昨年12月に発表された最新の調査結果によると、不明者は全国で705人。都道府県別では、多い順に東京都112人▽神奈川県112人▽大阪府96人▽千葉県75人――に上つてゐる(前ページの表参照)。

また近年、さらに事態を難しくしているのが、DVが絡んだ場合だ。例えば、父親からDVを受けている母親と子どもが家を出て新たな場所に住む場合、父親に居場所が見つからないよう住民票を移さず、元々居住していた区市町村にも伝えないケースが少なくない。このため、学齢簿に名前があるものの、追跡できないケースの大半を占めているのが実態だ。では、深刻な事態に陥っている居所不明児の把握をどうするか。

昨年6月に厚労省などに児童虐待防止法改正の要望をしたNPO「シンクギズ」代表の後藤啓二弁護士はこう指摘する。「今回の厚木事件のように、午前4時半に裸足のまま3歳児が一人で歩いている状況は明らかに育児放棄です。行政機關が迷子として片付けたのは、行政に期待された行為をしないこと、不作為にはかならない」

ただ、背景には構造的な問題もある。児相の児童福祉社は全国に約2000人。厚木の児相も常時計1000件を超える虐待と非行の相談に11人のケースワーカーで対応しているのが実情だ。居所のわからない住民の追跡に多数のスタッフを割ける状態ではない。加えて、児相や自治体には「情報の共有は個人情報保護法に抵触する」といふ誤った理解から共有が進まず、連携できていないという事情がある

「早い段階で警察の介入を」

子どもたちの追跡に多くのスタッフを割ける状態ではなく、専門職を育成して、対応窓口にします。また居所がわからない場合、現在は携帯電話会社は当事者の携帯電話のGPS機能について1回から数回しか調査してくれず、捜せる範囲が限られる。犯罪捜査並みの搜索制度が必要です」

2014.6.22 サンデー毎日 136

一方、厚労省は現在、自治体を通じて所在を確認できない18歳未満の子どもの初の実態調査に乗り出している。住民票に基づいて自らの運営を義務づけする法律制度が必要です」

裁判を見ていても、「子殺し」の量刑は他の殺人事件に比べて一般的に軽く、日本では「子どもは親の所有物」という考え方がいままで強いため、厚木の事件も子どもはそこにはいたのに、近所は関わりたくない。実現させることは法律で(警察に)子誰も気付かなかつた。地域どもが出てくるのではない。社会が機能しない中、誰か姿を消した子どもを捜すの生死不明の子どもが次々と見つかるかも知れない」と、虐待の疑いのある子どもを保護に関して、関係機

後藤弁護士は現場で起きているこうした実態を踏まえ、元警察官僚としてストレート規制法の立案に関する経験から、解決策として警察の早い段階での介入の必要性を挙げる。その際に欠かせないのが法律による義務の明記だという。

「ストレート規制法の時もそうだったが、国や自治体、警察は本音は面倒なことに関わりたくない。実現させることは法律で(警察に)子誰も気付かなかつた。地域専門家は「かなり多くの対象者が出てくるのではないか」と口をそろえる。

「間」が足元になお横たわる。本誌・北川仁士／柳澤一男